

参加表明書提出書類に係る質問・回答

○中野総合学科新校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル

No.	質疑	回答
《参加資格要件に関すること》		
1	プロポーザル実施要領（別冊）P別-11に記載の、中野総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル 管理技術者・主任担当技術者で建築（意匠）主任担当技術者の項目を新たに作り、複数名配置しても問題ないと考えてよろしいでしょうか？	建築(意匠)主任担当技術者は1名としてください。
2	別-38に記載のア 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数について、二級建築士事務所として建設コンサルタント業務を既に複数年営業しており、本年度一級建築士事務所となり、一級建築士事務所としてのコンサルタント業務は一年未満であるが、二級建築士事務所からの年数が一年以上あれば問題ないでしょうか？それとも一級建築士事務所の年数のみとなりますでしょうか？	一級建築士事務所としての年数に関わらず、建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が1年以上であることを満たしている必要があります。
3	参加資格要件(1) 単体参加者の場合、区分(1)ウに「公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項若しくは（三）項の用途に供する建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。）が1,000㎡以上のものの新築（※2）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、2004年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。」とありますが、こちら「元請」ではなく前職での実績とすることは可能でしょうか。	参加者である法人について、前職での実績を含むことはできません。

《様式・添付書類に関すること》		
4	<p>プロポーザル実施要領（別冊）P別-38に記載の、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格について、R5のNSDプロポーザルにて今回参加構成員と異なるメンバーの共同企業体にて参加し、参加資格を有することの確認を受けましたが、その参加表明審査結果書類をもって、本プロポーザルに参加する該当企業の長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格の確認に代替することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
5	<p>実施要領P3-IV 参加者の資格要件の令和4年に実施された県立学校整備プロポーザルへ共同企業体として参加いたしましたため「参加資格を有することの確認を受けた旨の通知」に事務所名等の記載がありませんが、共同企業体協定書の提出により参加資格を有すると証明できるということ で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 「参加資格を有することの確認を受けた旨の通知」をご提出いただければ、事務局で過去のJV構成状況を確認します。</p>
6	<p>P別-40に記載の「ス 労働保険の加入義務がある者～」の項目、及び「セ 労働保険の加入義務がない者は～」の項目について、従業員がいない場合は提出しなくて良いと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>該当がない場合、提出不要です。</p>
7	<p>プロポーザル実施要領（別冊）-40に記載の「サ、シ、ス、セ」の項目についてですが、雇用者がいなくて、アルバイト等の雇用もない場合、どのような書類を準備すればよろしいでしょうか。無い旨を示す書類が必要なのか、添付不要なのかご教示いただけると幸いです。</p>	<p>該当がない場合、添付不要です。</p>
《その他》		
8	<p>7月29日の現地説明会に参加できなかったのですが、当日配布された資料や既存校舎の写真等を参考としてお見せいただいても宜しいでしょうか。</p>	<p>当日新規に配布した資料はありません。写真等は当該校のウェブサイト等を参照してください。 なお後日、現地説明会の質問回答と合わせて、現地写真を掲載予定です。</p>